

習志野市公共工事損失補償要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工事請負契約書に従い、本市が施行する公共工事において不可避免的に発生した地盤変動により、建物その他の工作物に損害等が生じた場合の補償(民法(明治29年法律第89号)第709条に規定する不法行為による損害賠償を除く。以下「補償」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補償)

第2条 補償は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について(昭和61年4月1日建設省経整発第22号建設事務次官通知)及び地盤変動影響調査算定要領(平成24年3月30日国土用第51号)並びに工事の施行により生じた建物等の損害に係る事務処理手順(令和7年習志野市)に基づき行うものとする。

2 前項の規定に基づく補償については、次条に規定する補償審査委員会の審査を受けなければならない。

(補償審査委員会)

第3条 前条第2項に規定する補償について審査するため、習志野市補償審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 政策経営部長
- (2) 総務部長
- (3) 都市環境部長
- (4) 資産管理室長
- (5) 契約検査課長
- (6) 都市政策課長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会の庶務は、都市政策課において処理する。

(書面審査)

第5条 前条の規定に関わらず、補償の額が10万円以下である場合又は緊急を要する場合

は、委員の持ち回りによる審査に付することができる。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。